

(別添)

- 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について（平成 29 年 6 月 13 日障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）  
【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p>障 発 0 6 1 3 第 4 号 平 成 2 9 年 6 月 1 3 日 <u>(一部改正)</u> 障 発 1 2 2 7 第 2 号 令 和 3 年 1 2 月 2 7 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p> <p>依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の考え方について (1) <u>別紙の選定基準を概ね満たす医療機関について、都道府県等において地域の实情に合わせて総合的に判断し、依存症専門医療機関を選定し、選定した依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を1箇所又は複数箇所選定する。選定基準を満たさなくなった場合には上記同様に総合的な判断の上で選定を取り消すこととする。なお、選定し、又は選定を取り消した際には、速やかに当職まで報告されたい。</u></p>	<p>障 発 0 6 1 3 第 4 号 平 成 2 9 年 6 月 1 3 日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )</p> <p>依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について</p> <p>(略)</p> <p>記</p> <p>1. 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の考え方について (1) <u>都道府県等において、別紙の選定基準を満たす依存症専門医療機関を選定し、選定した依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を1箇所又は複数箇所選定する。選定基準を満たさなくなった場合には選定を取り消すこととする。なお、選定し、又は選定を取り消した際には、速やかに当職まで報告されたい。</u></p>

(2) ~ (4) (略)

2. (略)

別紙 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準

1. 依存症専門医療機関の選定基準

(1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医等の依存症の専門性を有した医師を1名以上有すると共に、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等を有することによって依存症患者を総合的に支援する体制が構築された保険医療機関であること。

(2) (略)

(3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

①・② (略)

③薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

・依存症集団療法の算定対象となる研修

(4) (略)

(5) 当該保険医療機関において、依存症の治療、社会復帰、及び関連問題に対して、精神保健福祉センターや保健所、その他の相談機関、医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. 依存症治療拠点機関の選定基準

(1) (略)

①・②・③ (略)

④当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業

(2) ~ (4) (略)

2. (略)

別紙 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関 選定基準

1. 依存症専門医療機関の選定基準

(1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。

(2) (略)

(3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

①・② (略)

③薬物依存症に係る研修

・依存症集団療法の算定対象となる研修

(4) (略)

(5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2. 依存症治療拠点機関の選定基準

(1) (略)

①・②・③ (略)

④当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が1名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業

療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。

療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。